省令

○外務省令第十一号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

外務大臣　茂木　敏充

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） 一　大使館 ［略］ 13号 円 496,700 14号 円 474,700 ［略］ 20号 円 342,700 21号 円 320,700 ［略］ 区分：国地の別 アジア：トルクメニスタン／モルディブ／モンゴル／中華人民共和国 大洋州：トンガ／マーシャル／パラオ／ミクロネシア 北米： 中南米：エルサルバドル／グアテマラ／コロンビア／バルバドス／エクアドル／ドミニカ共和国／ペルー／ホンジュラス 欧州：スイス／カザフスタン／ノルウェー／ベラルーシ 中東：アフガニスタン／シリア／イスラエル／レバノン アフリカ：ギニア／モーリタニア／リビア／アンゴラ／ジブチ／ジンバブエ／ブルキナファソ／マリ／ボツワナ／モーリシャス／アルジェリア／ナミビア ※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。	別表（第一条関係） 一　大使館 ［同上］ 13号 円 496,700 14号 円 474,700 ［同上］ 20号 円 342,700 21号 円 320,700 ［同上］ 区分：国地の別 アジア：トルクメニスタン／モルディブ／モンゴル／中華人民共和国 大洋州：トンガ／マーシャル／パラオ／ミクロネシア 北米： 中南米：エルサルバドル／グアテマラ／コロンビア／ドミニカ共和国／バルバドス／エクアドル／ペルー／ホンジュラス 欧州：スイス／カザフスタン／ノルウェー／ベラルーシ 中東：アフガニスタン／シリア／イスラエル／レバノン アフリカ：アンゴラ／ギニア／モーリタニア／リビア／ジブチ／ジンバブエ／ブルキナファソ／マリ／ボツワナ／モーリシャス／アルジェリア／ナミビア ※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

備考　表中の「　」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和二年一月一日から施行する。